

資料6 関連法律

1 障害者基本法（昭和45（1970）年法律第84号）

昭和45（1970）年に制定された心身障害者対策基本法が平成5（1993）年に改正され成立した法律。障害のある人に係る基本的な法律であり、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念・基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

（障害者基本計画等）

第十一条

1～2（略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～5（略）

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7（略）

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9（略）

2 障害者総合支援法（平成17（2005）年法律第123号）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

平成17（2005）年に成立した障害者自立支援法が平成24（2012）年に改正され、平成25（2013）年4月1日から施行された法律。

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害のある人及び障害のある子どもの福祉に関する法律と相まって、障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害のある人及び障害のある子どもの福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的

としている。

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 児童福祉法（昭和22（1947）年法律第164号）

昭和22(1947)年、すべての児童の健全育成と福祉を図るために制定された法律。必要に応じ、随時、一部改正。全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを理念とする。

18歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業等について定めており、障害のある子どもに対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」等の障害福祉サービスについて規定している。

（障害児福祉計画）

- 第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係

る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4 その他の法律等

○ 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障害のある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約。平成 18（2006）年に国際連合において採択、平成 20（2008）年発効。日本においては、平成 26（2014）年 1 月 20 日に批准し、同年 2 月 19 日から発効している。この条約では、障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権と基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を批准国がとること等を定めている。

○ 精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

昭和 25（1950）年に成立した「精神衛生法」が昭和 62（1987）年「精神保健法」に改正。その後、平成 7（1995）年「障害者基本法」の成立に伴い精神障害者が障害者基本法の対象として明確に位置づけられたこと等を踏まえ、「精神保健福祉法」に改正されたもの。平成 11（1999）年、平成 26（2014）年に一部改正。精神障害者の医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としている。令和 4（2022）年 12 月一部改正。

○ 障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

昭和 35（1960）年に施行された身体障害者雇用促進法が昭和 62（1987）年に名称改正されたもの。障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害のある人の職業の安定を図ることを目的としている。令和 4（2022）年 12 月一部改正。

○ バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

平成 6（1994）年に制定されたハートビル法が平成 15（2003）年に改正、その後、平成 18（2006）年 12 月 20 日に交通バリアフリー法と統合されバリアフリー新法として施行。高齢者、障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園並びに建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めている。平成 30（2018）年 5 月、令和 2（2020）年 5 月一部改正。

○ 発達障害者支援法

平成 16（2004）年 12 月成立、平成 17（2005）年 4 月 1 日施行。発達障害の症状の発現後、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達

障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的としている。平成 28（2016）年 8 月一部改正。

○ **障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）**

平成 23（2011）年 6 月成立、平成 24（2012）年 10 月 1 日施行。障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。

○ **障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）**

平成 24（2012）年 6 月成立、平成 25（2013）年 4 月 1 日施行。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害のある人、在宅で就業する障害のある人等の自立の促進に資することを目的としている。

○ **障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）**

平成 25（2013）年 6 月成立、平成 28（2016）年 4 月 1 日施行。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。令和 3（2021）年 5 月一部改正。

○ **難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）**

平成 26（2014）年 5 月成立、平成 27（2015）年 1 月 1 日施行。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるもの。令和 4（2022）年 12 月一部改正。

○ **成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）**

平成 28（2016）年 4 月成立、平成 28（2016）年 5 月施行。この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支

障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。平成 30（2018）年 4 月一部改正。

○ **障害者による文化芸術活動の推進に関する法律**

平成 30（2018）年 6 月成立、施行。文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであることを鑑み、障害のある人による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

○ **医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**

令和 3（2021）年 6 月成立、令和 3（2021）年 9 月施行。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としている。

○ **障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）**

令和 4（2022）年 5 月成立、施行。全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることを鑑み、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としている。

資料7 障害福祉サービス等一覧（活動指標に関するもの）

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

①訪問系サービス

ア 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービス。ホームヘルプ。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人で、常時介護を要する人につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害のある人に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行うサービス。

ウ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等につき、外出時において、当該者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該者等が外出する際の必要な援助を行うサービス。

エ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人等であって常時介護を要する人につき、当該者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該者等が行動する際の必要な援助を行うサービス。

オ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害のある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供するサービス。

②日中活動系サービス

ア 生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害のある人であって、常時介護を要する人につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な

日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。

イ 自立訓練（機能訓練）

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

ウ 自立訓練（生活訓練）

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

エ 就労選択支援

就労を希望する障害のある人又は就労の継続を希望する障害のある人であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当事者による適切な選択のための支援を必要とする人につき、短時間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性等の評価及び意向等の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援を行うために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他必要な援助を行うサービス。

オ 就労移行支援

就労を希望する人及び通常の事業所に雇用されている障害のある人であって、当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする人につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うサービス。

カ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人及び通常の事業所に雇用されている障害のある人であって、当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする人につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービス。

キ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人のうち通常の事業所に雇用されていた障害のある人であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、通常の事業所に雇用されている障害のある人であって、当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上

のための支援を一時的に必要とする人及び就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービス。

ク 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害のある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行うサービス。

ケ 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行うサービス。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

コ 福祉型短期入所

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害のある人等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービス。

サ 医療型短期入所

医療機関等が実施する短期入所の支援。

③自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

ア 自立生活援助

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害のある人の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行うサービス。

イ 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行者の定着に関する相談その他の援助を行うサービス。

ウ 施設入所支援

その施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の

支援を行うサービス。

④相談支援

ア 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害のある人を対象に、支給決定前のサービス等利用計画案の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う（モニタリング）ことにより、障害のある人等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るサービス。

イ 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービス。

ウ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害のある人について、常に連絡を取れる体制をつくり、障害の特性によって生じた緊急の事態等において、相談その他の必要な支援を行うサービス。

(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害のある子どもに対し、通所により、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他必要な支援を行うサービス。

イ 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等に就学しており、授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービス。

ウ 保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害のある子ども又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害のある子どもであって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うサービス。

エ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にあり、

児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援その他必要な支援を行うサービス。

オ 福祉型障害児入所施設

入所する障害のある子どもに対して、保護、日常生活における基本的な動作及び自立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う施設。

カ 医療型障害児入所施設

入所する障害のある子どもに対して、保護、日常生活における基本的な動作及び自立自活に必要な知識技能の習得のための支援及び治療を行う施設。

キ 障害児相談支援

障害児通所支援の新規・更新の支給決定に際して、障害児の心身の状況等を勘案した障害児支援利用計画案及び計画を作成し、モニタリングを行うサービス。

資料8 用語解説

あ行

○ NET119緊急通報システム

北九州市内に居住又は通勤・通学している人で、聴覚や言語機能に障害や疾病等があり、音声による119番通報が困難な方がスマートフォン等の携帯端末を用いて119番通報できるシステム。(事前登録が必要)

○ ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術のこと。コンピュータを利用して情報の処理を効率化する技術全般を指している。

○ 一時的休息 (レスパイト)

障害のある人をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。介護者自身の健康を保つために必要な休養や息ぬきの時間を確保することはもとより、介護者が地域での交流や社会参加の時間を持てるようにすることも目的としている。

○ 一般就労

企業等で、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係に基づき働くこと、又は在宅で就労すること。(⇒ 「福祉的就労」を参照)

○ 医療的ケア

たんの吸引や鼻、胃ろうなどから管を通して栄養剤を注入する経管栄養などの医療的介助行為のこと。ホームヘルパー等の介護職員、特別支援学校教員等が行う医療的ケアについては、平成24(2012)年度の法整備により、研修を修了し、医療との連携により安全が確保されている等の一定の条件の下で実施されている。

○ インクルーシブ教育システム

障害のある者となない者が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。そのために、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくこと。

○ ウェル・ビーイング (Well-being)

個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

○ 運営適正化委員会

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために、社会福祉法第83条に基づき県社会福祉協議会に置かれる機関。福祉サービスに関する苦情や相談を受け付け、解決に向けての助言や調査、斡旋等を行う。

○ NPO

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指す。すなわち、企業のように利益を追求するのではなく、福祉や環境、国際協力、人権問題など社会の様々な課題を解決するという社会的使命（ミッション）の実現を目指して、市民が主体となって活動している組織や団体のこと。

か行

○ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う拠点として、総合的、専門的な相談業務を実施する機関。障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行う。

○ 強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

○ 苦情解決システム

福祉サービスの利用者が、提供者と対等な関係でサービスを選択できるよう、社会福祉法で規定された利用者保護のための制度のこと。利用者からの苦情や意見を幅広く汲み上げることがサービスの改善を図るという観点から、事業者に苦情解決の責務があることを明確化し、第三者が加わった施設内での苦情処理のしくみを整備して解決を図る。施設内で対応できない事例には、県社会福祉協議会に設置した苦情処理のための公正・中立な第三者委員会（運営適正化委員会）が解決を図るという2段階のシステムがある。

○ グループホーム

障害のある人が、世話人と共同で生活する施設。地域移行の実現に向けて、入所施設ではなく地域で日常生活ができるような基盤を整備することが必要である。

○ 言語聴覚士（ST）

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人々に対して、その機能の維持向上を図るため言語訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うリハビリテーション専門職。

○ 高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などによる脳の損傷が原因となり、認知機能に起こる障害のことをいう。その症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などがあり、脳の損傷部位によって特徴が異なる。外見上は障害が目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が障害を十分に認識できていないこともある。

○ 工賃

障害福祉サービス事業所等で福祉的就労に従事する利用者に支払われるお金のこと。施設の生産活動によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを利用者に工賃として配分することとされている。

○ 合理的配慮

障害のある人から「社会的障壁を取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること。

○ 個別の教育支援計画

障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりについて作成した計画。

さ行

○ 作業療法士（OT）

体や心などに障害のある人や障害の発生が予測される人に対し、トイレ、入浴等の日常生活活動、家事、仕事、趣味、遊びなどの作業に焦点を当てた治療、指導、援助を行い、日常生活及び社会生活において自立した生活がおくれるように支援するリハビリテーション専門職。

○ サービス等利用計画

市町村が、障害福祉サービスの内容を決定するに当たり、障害のある人の個々のニーズや解決すべき課題等を踏まえ、適切なサービスを提供することを目的に、原則、相談支援事業所が作成するもの。

○ 社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）となるようなもので、利用しにくい設備や施設、利用しにくい制度、障害のある人を意識していない慣習や文化、障害のある人への偏見などのこと。

○ 周産期医療

「周産期」とは、妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現される。

○ 重症心身障害

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複した状態。

○ 障害者差別解消条例

平成 28 (2016) 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」を補完し、市、事業者及び市民が協力して「障害を理由とする差別」の解消に向けて主体的に取り組み、共生社会の実現を目指すための条例。

○ 障害児、障害のある子ども

児童福祉法第 4 条では、「障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。」と定義されている。

○ 障害者、障害のある人

障害者基本法第 2 条では、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されている。

○ 障害者職業センター

障害のある人に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害のある人の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施する機関。

○ 障害者相談員(身体障害者相談員、知的障害者相談員)

● 身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づいて、身体障害のある人の福祉の増進を図るため、身体障害のある人の相談に応じるとともに必要な援助を行う。市町村により委託された民間の協力者。

● 知的障害者相談員

知的障害者福祉法に基づいて、知的障害のある人の福祉の増進を図るため、知的障害のある人又はその保護者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う。市町村により委託された民間の協力者。

○ 障害福祉施設

障害のある人の福祉にかかわる施設の総称。施設には、入所施設(入所して生活自立訓練などを受ける施設)、通所施設(在宅の障害のある人が日中通って、機能訓練・就労訓練などを受ける施設)、生活施設(自立訓練のための生活の場)、交流施設(障害のある人同士、障害のある人と住民が交流できる施設)などがある。

○ 小規模共同作業所

地域における障害のある人の社会参加の促進を図ることを目的に作業訓練や生

活指導等の日中活動の場として、障害のある人、指導員、ボランティアを始めとする関係者で運営されている地域密着型の福祉施設。

○ 小児慢性特定疾病

18歳未満の児童(18歳以後も継続して治療が必要と認められる場合は20歳到達時まで)の慢性疾病のうち、長期にわたり療養を必要とし、生命に危険がおよぶおそれがあるもので、高額な医療費の負担を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病。

○ 重層的支援体制整備事業

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものである。

(厚生労働省通知「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」より)

○ 消費生活相談員

消費者安全法に基づき県や市町村が設置する消費生活センター等において、消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する。消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認められた者から任用される。

○ 情報アクセシビリティ

情報の利用しやすさのこと。

○ 自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）

● 育成医療

現在身体に障害があるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる18歳未満の児童で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

● 更生医療

18歳以上の身体障害のある人で、障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

● 精神通院医療

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第五条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。

○ 身体障害者、身体障害のある人

身体障害者福祉法第4条では、「身体障害者」とは、別表（身体障害者障害程度等級表）に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事（政令指定都市市長）から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。」と定義されている。

○ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）

● 盲導犬

視覚障害のある人を安全に歩けるように誘導する犬。

● 介助犬

肢体不自由の身体障害のある人のために、物の拾い上げ、運搬、着脱衣の介助等を補う犬。

● 聴導犬

聴覚障害のある人のために、ブザー音、電話の呼び出し音等を聞き分け、その人に必要な情報を伝え、必要に応じて音源への誘導を行う犬。

○ 精神障害者、精神障害のある人

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では、「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義されている。

○ 精神保健福祉士

精神障害のある人の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害のある人の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業務とした国家資格を有する専門職。

○ 成年後見制度

知的障害や精神障害などにより、判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行う際不利益をこうむることがないように、本人の権利と財産を守り支援するための制度。家庭裁判所で成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任する法定後見制度と、公正証書を作成する契約によって任意後見人を選任する任意後見制度に大きく分類できる。

○ セルフヘルプ活動

共通の問題を抱えた当事者により、問題の緩和や解決を図るための活動。

た行

○ 地域移行

病院に入院又は施設に入所している障害のある人が、病院や施設を出て、自ら選んだ住まいへ移ること。

○ 地域活動支援センター

障害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等を行うための施設。障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の一つとして位置づけられている。

○ 地域生活定着支援センター

高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める機関。

○ 知的障害者、知的障害のある人

平成12（2000）年に厚生省（平成13（2001）年1月6日より厚生労働省）が行った知的障害児（者）基礎調査では、「知的機能障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者。」と定義されている。

○ 通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍し、比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴等のある児童生徒を対象として、主として各教科等の指導を通常の学級で受けながら、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導（言語訓練・聴能訓練等）を通級指導教室・特別支援教室といった特別の場で受ける教育の形態。

○ 通所施設

障害のある人が日中通い、自立生活や就労のための訓練や生産活動や創作的活動などを行う施設。

○ 特定医療

指定難病の患者に対し、指定医療機関が行う指定難病に係る医療（⇒ 「難病」の項を参照）。なお、特定医療を受けるためには、市の支給認定を受ける必要がある。

○ 特別支援学級

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障害のある人、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他の障害がある人に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的とする学級。

○ 特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害のある人、肢体不自由又は病弱である人（身体虚弱を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

○ 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

○ 特別支援教育コーディネーター

校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割として、①校内の関係者や関係機関との連絡調整 ②保護者に対する相談窓口 ③担任への支援 ④巡回相談や専門家チームとの連携 ⑤校内委員会での推進役を担う者（教員）。

○ 特別支援教育相談センター（北九州市立特別支援教育相談センター）

市立総合療育センターや関係機関等との連携を統括し、各園等及び学校への巡回相談、教育相談、就学相談、通級相談などを行う教育委員会の組織の一つ。

○ 特別支援教室

児童生徒が通級指導教室の設置校へ通うことなく、在籍校で巡回指導教員（通級による指導担当者）から「自立活動」の指導を受けるという、通級による指導の形態。

○ 特例子会社

障害のある人の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害のある人の雇用に特別の配慮をした子会社。厚生労働大臣の認定を受けた場合は、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、実雇用率を算定できることとしている。

な行

○ 難病（指定難病）

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。また、難病のうち、患者数が国内で一定の人数に達せず、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立している疾病であって、厚生労働大臣が指定した疾病を指定難病という。

は行

○ 発達障害

発達障害者支援法第二条において、「「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されている。

○ 発達障害者支援センター

発達障害のある人や子どもへの支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。発達障害のある人や子どもとその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネッ

トワークを構築しながら、発達障害のある人や子どもとその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行う。

○ バリアフリー

障害のある人が日常生活や社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。もともと住宅建築用語として登場し、道路・施設・交通機関などの段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人を含むあらゆる人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○ ハローワーク

国（厚生労働省）が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。ハローワークでは、求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続などの事務を総合的に行っている。障害者雇用についても、その促進を図るため、障害のある人の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っている。

○ ピアサポート・ピアカウンセリング

自立生活などの経験を有しカウンセリング技術を身に付けた障害のある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障害のある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動。

○ ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就学や就労などの自宅以外での生活の場が6か月以上長期にわたって失われている状態。

○ 避難行動要支援者

高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

○ 110番アプリシステム

聴覚又は音声・言語機能障害のある人がスマートフォン等からインターネット回線を通じて、文字や画像で緊急の事件や事故を警察本部通信指令課に110番するシステム。

○ ファックス110番

聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、ファックスによって110番通報が行えるようにファックス受信機を警察本部通信指令課に設置し、事件や事故の早期対応を図るもの。

○ ファクス119

聴覚や言語等に障害があり、電話による119番通報が困難な方が、火事や急病等の緊急時にファックスで119番通報を行うシステム。（登録不要）

○ 福岡県福祉のまちづくり条例

平成10(1998)年4月1日に施行された条例で、平成11(1999)年4月1日から建築物の新築などの際に事前の届出が必要。高齢者、障害のある人等をはじめすべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成する福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針その他必要な事項を定め、これらを総合的に推進することにより、いきいきとした地域社会を築くことを目的としている。

○ ふくおか・まごころ駐車場

商業施設や公共施設が県と協定を結んだ施設の駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」と位置づけ、障害のある人や高齢者、妊産婦など利用証の交付を受けた人が利用できる制度。

○ 福祉的就労

企業等に就労することが困難な障害のある人が、障害福祉サービス事業所等において生産活動を行うこと。(⇒ 「一般就労」を参照)

○ 物理的デバイス設置

車道の通行部分を局所的に狭くしたり、路面をなめらかに盛り上げること等により、物理的に自動車の速度を落とさせる対策。(例；狭さく、ハンプ、シケイン等等)

○ 放課後児童クラブ

児童の健全育成を図るために、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する取組。本市ではおおむね小学校区ごとに設置され、低学年や留守家庭の児童に限らず利用できる。

○ 法定雇用率

障害のある人の雇用の場を確保するため、障害者雇用促進法に基づき、企業や国、地方公共団体等において、一定の割合以上、障害のある人を雇用しなければならないと定められた雇用率。法定雇用率未達成の企業からは一定の納付金が徴収され、法定雇用率を超えて障害のある人を雇用している企業には、障害者雇用調整金や報奨金として一定額が支給される。

○ 補装具

身体障害等のある人の身体機能を補完・代替する用具で、日常生活又は就労の効率の向上を図ることを目的に、その身体への適合を図るように製作されたものをいう。身体障害等のある児童については、将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長することを目的に製作される用具。(義肢、装具、車いすなど)

や行

○ 要配慮者

高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人。

○ 要約筆記

聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援するために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳のこと。ノートやホワイトボードなどに手書きしたり、パソコンなどを使用してスクリーンに映したりする。

ら行

○ ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分される。

○ 理学療法士（PT）

ケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本的な動作能力の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援するリハビリテーション専門職。

○ リハビリテーション

単なる機能回復訓練ではなく、心身に障害を持つ人々の全人間的復権を理念として、潜在する能力を最大限に高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すもの。

○ リフトバス

身体障害のある人が、車いすのままでも乗降できるように昇降機を備えたバス。